

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第1回武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会
開 催 日 時	令和2年8月6日(木) 15時00分 ~ 16時30分
開 催 場 所	さくらホール会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：藤本由美子委員、鈴木節雄委員、阿部慶一委員、植野弘子委員、坂元美敏委員、雨宮將美委員、藤盛あい子委員、宮本信雄委員 事務局：建設管理担当部長、道路下水道課（課長・下水道係長・工事係長・下水道係主任・下水道係主事） 欠席者：なし
議 題	1 会長及び副会長の選出について 2 武蔵村山市経営戦略策定検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について：会長及び副会長の選出を行い、「鈴木節雄委員」が会長、「藤本由美子委員」が副会長に決定した。 議題2について：本検討委員会を公開とし、その取り扱いについては、「武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとすることで決定した。 議題3について：「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」を事務局から説明した。 議題4について：第2回の会議は9月16日(水)に開催することで決定した。また、第1回の会議録は書面にて承認いただくことで決定した。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	(1) 委嘱書の交付 (2) 市長挨拶 (3) 委員の紹介 (4) 事務局職員の紹介 (5) 諮問書の交付
【発言者】 ○印=委員 ●印=事務局	議題1：会長及び副会長の選出について 委員より事務局に一任する声があり、鈴木節雄委員を会長に、藤本由美子委員を副会長として決定した。 議題2：会議の公開について 事務局より会議公開運営要領(案)を説明。本検討委員会を公開とし、「武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおり取り扱うことで決定した。 議題3：武蔵村山市公共下水道事業の概要について 事務局より概要を説明した。 1 公共下水道の概要 ◆ 下水道には「街をきれいにする」、「トイレの水洗化と生活排水の処理」、「浸水から街を守る」、「きれいな水辺をつくる」役割があり、快適な生活を支える施設となっている。

- ◆ 種類については、市町村で管理する公共下水道と都道府県で管理する流域下水道の2種類がある。各市町村は流域下水道幹線までの下水管を整備し、市町村をまたがる流域幹線は都道府県が整備し、処理場も都道府県が管理している。また、汚水と雨水を1本の管で処理する合流式と、汚水管と雨水管を別々の管で処理する分流式がある。本市では分流式が採用されており、汚水は汚水管を通り処理場に送られるが、雨水は今のところ地面に浸透させる方式を取っている。
- ◆ 市で管理する下水道施設は、通常の汚水管の他、各家庭に設置している公共汚水枡がある。一方、東京都で管理する施設は、流域下水道幹線及び汚水を浄化処理する水再生センターがある。なお、本市から水再生センターへ接続する幹線は東西で分かれており、西側は多摩川上流水再生センター（昭島市）へ、東側は清瀬水再生センターへと流れている。
- ◆ 本市の下水道事業は、市域を東西に2分割し、西側は昭和49年、東側は昭和54年から汚水整備を進め、水再生センターの供用開始に合わせて西側（多摩川上流処理区）は昭和54年度、東側（荒川右岸処理区）は昭和60年度に供用開始となった。令和元年度末の汚水の面的整備率は市全体で97.5%となっている。
- ◆ 水洗化率は令和元年度末で99.5%、未水洗化については、着実に減少しており、令和元年度末で281人、世帯に換算すると121世帯あり、内訳は浄化槽世帯が70世帯、汲み取りの世帯が51世帯となっている。未接続世帯の大半は貸家や老朽化した家屋で、経済的に困難なため未接続となっているのが現状である。
- ◆ 水洗化人口はこの10年で約1,500人増加したが、年間有収水量（下水道使用料の算定の基礎となった水量）は逆に減少している。これは生活様式の変化により節水傾向になったためと考えられる。よって、今後、下水道使用料が増加する要素はないと考えられる。
- ◆ ランク別排出量では、月間使用量が21～50リットルまでが約40%を占め、50リットル以下が約75%を占めている。一方、下水道使用料は逡増的な体系になっているため、上位の10事業所が全体の38.3%を占めている。
- ◆ 本市は、市の北東から南西方向に地盤が低くなっている特性がある。自然の勾配を利用することにより、ポンプ施設が不要なことから、維持管理費が低く抑えられている特徴がある。
- ◆ 市内で最初に整備した管渠は敷設から45年が経過しており、今後約5年で最初に整備した管渠は更新時期を迎える。
- ◆ 本市の下水道事業は令和2年度に公営企業会計に移行した。これにより、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表の作成を通じて、経営課題の抽出を行い、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指していく。

2 下水道使用料の基本的な考え方

- ◆ 公共下水道事業は、事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される（地方財政法第6条、同法施行令第46条）。また、下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水は公費、汚水は私費」が原則となっている。これは、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費（市の税金等）で負担、汚水の排除に要する経費については、受益者が明らかなことから下水道使用料に

より負担すべき（一部の経費は一般会計からの繰入が認められている）、という原則である。このため、汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となる。

- ◆ 公共下水道管理者は条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる（下水道法第20条第1項）とされている。ただし、使用料を決めるにあたっては、以下の4つの原則により定められなければならないとされている。

(1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なもの

(2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないもの

(3) 定率又は定額をもって明確に定められていること

(4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと

- ◆ 下水道使用料の対象経費は維持管理費と資本費の2つに分けることができる。維持管理費は、下水道事業を維持するにあたり必要となる経費で、その効果が単年度に限られるもの（職員人件費や水質検査に要する経費等）である。一方、資本費は管渠の建設費などその投資の効果が複数年にわたるものをいう。

- ◆ 東京都26市の中での下水道使用料と汚水処理原価の関係から、他市と比較した本市の特徴は以下のとおりである。

(1) 下水道使用料が他市と比べ高いのは、使用量が増えるにつれ料金単価が高い体系（逓増型）を採用しており、本市は大口の利用者が占める割合が高いためである。

(2) 資本費が低いのは、市債の償還が概ね終了したこと、市内全域で自然流下により流域下水道処理場に到達できることでポンプ場の建設等が不要であったためである。

(3) 維持管理費が低いのは、(2)と同様にポンプ場がないことにより、その維持管理費がかからないためである。

3 本検討委員会の検討事項

- ◆ 目的は、「公共下水道事業の経営戦略の策定について必要な事項を検討し、その結果を市長に報告する」ことである。

- ◆ 所掌事務は、「将来にわたり持続可能な経営を確保し、下水道経営の健全化を維持するため、下水道使用料等の検討を行う」こと、「武蔵村山市公共下水道事業が、持続可能な経営を維持するための経営戦略の策定の検討を行う」ことである。

【質疑・意見等】

○ 残堀川と空堀川の管理はどこなのか。

● 東京都が管理している。

○ 各市町村で下水道使用料の料金体系が異なるのは、借入金や市の財政が影響しているのか。

● 借入金という点では、一概に借入金の影響で料金が上下するとは言えない。また、市の財政という点では、本市は市の財政は厳しいが、下水道の整備は早く済んだため下水道事業の財政状況は良好で、下水道使用料も低い。税金から繰入も行っているが、繰入金には繰入基準があり、対象事業が限られている。よって、下水道の施設の維持管理・建設費はほぼ下水道使用料から賄っている。料金については、基本的には税収に左右されるものではなく、支出面で費用がどれだけかかるか、収入面で大口使用者からの使用料、人口による影響がどれだけあるかが重要となる。ただ

し、大口は未来永劫続く保証はない。

- 維持管理は委託で行っているのか。
- 維持管理に係る工事の金額については、市が積算して発注している。維持管理については、例えば管が詰まって流れないというような苦情は市が状況を確認し、その状況次第では管の清掃を業者に委託している。また、それとは別に市内をエリアごとに分け、ローリングして清掃委託をしている。なお、維持管理費でいうと、各市が流域下水道の処理施設の維持管理のために負担する流域下水道維持管理負担金というものが最もウェイトが高く、年間約3億円の支出がある。
- 下水道事業の会計方式は特別会計（収支）のみで、資産情報（管渠の延長、工事費）は把握していないのか。
- 今までは特別会計で収支のみを見ていた。しかし、令和2年度より公営企業会計に移行し、移行するうえで資産台帳の整理等の事務を業者に委託し、固定資産台帳を作成した。
- 下水道料金の請求は2か月に1度、水道料金と同時に請求されるのか。
- お見込みのとおり、東京都水道局から水道料金と下水道料金の請求書を送付している。
- 下水道会計では積立金はできるのか。積立金の状況や下水道事業の中長期的な計画もあれば教えてほしい。
- 積立は行っており、積立残高は令和元年度末で約8億5千万円である。長寿命化計画を見据えて積立を行っており、今後も利益が出れば積立て、工事があれば取り崩す予定である。この検討委員会で収支計画・財源（下水道使用料）等を考慮した中長期的な経営戦略をたてていくこととなる。
- 下水道管が詰まった場合、費用は誰が負担するのか。
- 市が管理している本管から各家庭の公共汚水柵までの詰まりは市が負担するのが基本である。しかし、明らかに原因者が特定できる場合は、一時的に市が費用を負担した後、原因者に対して請求を行う。また、宅内の詰まりについては個人負担となる。
- 市報に汚水管の逆流が掲載されていたが、実際あるのか。
- 市報に掲載したのは、道路側溝の掃除であったと思う。なお、基本的には道路側溝の雨水は汚水管に接続はしていない。ただし、誤接続など様々な要因で汚水管の水が増えると流れづらくなり、逆流する可能性はある。
- 汚水が公共汚水柵から吹くというのは滅多にないと思われるが、道路のマンホールから吹く可能性はある。ただし、これについても心配するほどではないと思う。
- 市内で床下浸水している箇所はあるか。
- 床下浸水については実際に浸水している箇所もある。
- 大南地区（大南公園）の水はけが悪いようだが？大南公園は雨水を一時的に貯留する施設と聞いたこともある。
- 概要で説明したとおり、武蔵村山市は北東から南西方向に地盤が低くなっており、大南地区は地盤が低く、雨水管を作ったとしても雨水を排水する川の底よりも低いこともあり、現状は自然に浸

	<p>透させている状況である。大南公園については、数年前に公園からの水が道路に流れないようにブロック塀を建てた経過はある。また、一時的に貯留する大規模な施設はないが、公園の南側にビッグトレンチを備えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荒川右岸処理区の右岸とはどういうことか。 ● 上流から下流側を見て、右側に位置しているため右岸と呼んでいる。左岸は埼玉県側となる。 ○ 下水道管に有害物質が流入しているというニュースを見たが、実際そういった問題はあるのか。 ● 一部、水質基準を超えている箇所はあるが、改善するように注意は行っている。油を多く流しているといったことが多く、いわゆる毒性の高いものを流しているという意味では問題ない。また、武蔵村山市は分流式だが、合流式の区域では大雨が降ると下水処理場で処理しきれないものが全て川に放流される。東京湾で大腸菌が検出された、といったニュースはこれによるものである。 ○ 分流式ならば、下水道は今後想定される局地的豪雨等による影響はないのか。 ● 例えば、老朽化した管の継ぎ目から雨水が入ったり、外流し（例えば公園の水飲み場の排水）から雨水が入り、その影響で処理場への流入量が増えることがある。 ○ 老朽化した管は更新投資を行い補修するのか。また、巨大な暗渠を設ける等の污水管の大規模投資は必要ないのか。 ● 更新については費用を平準化し行う予定である。今後の委員会で説明することとなるが、下水道ストックマネジメント計画に基づいて令和2年度からエリア毎に順次更新作業に取りかかっている。現在、管渠の調査を行っており、悪い箇所を洗いだしたうえで、2、3年かけて工事を行い、補修を順次行う予定である。 ○ 多摩都市モノレール延伸による影響はあるか。 ● 延伸に伴い、新青梅街道の拡幅が想定される。その場合、污水管の敷設替えが発生すると考えられ、費用は下水道事業が負担することとなる。費用については、将来にわたって負担をしていただくように、起債（借入）で賄う予定である。 <p>議題4：今後の会議の開催予定について事務局より説明。次回の会議は9月16日（水）に開催することに決定した。また、第1回の会議録は書面にて承認いただく。</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
--------------------	--

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： 非開示(根拠法令等：
------------------	--

庶務担当課	都市整備部	道路下水道課	(内線：255)
-------	-------	--------	----------

(日本産業規格A列4番)